

ゴミを燃やしてお湯を取る焼却炉 少煙くん 横置き型焼却炉

今まで処理出来なかったベニア板、畳等横長の廃棄物を投入可能
沸騰した湯を風呂場や調理場に配管してお風呂等に使用も可能
行政続きが不要なため、安心して導入出来ます

届出
不要



火床面積	0.49(m ²)
容積	0.49(m ³)
焼却能力	追ってお知らせ
高さ×横×奥行	追ってお知らせ
重量	追ってお知らせ
投入口(縦×横)	910×1,820 mm
供給温度	約90℃

焼却炉の法律

小型焼却炉を設置する場合、下記の法律に適合したものでなければ設置・使用はできません。
本焼却炉は、ダイオキシン類対策特別措置法の対象外で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の構造基準に適合しています。（一部自治体の条例を除く。）

※小型焼却炉とは、火床面積 2 m²未満、焼却能力 200kg/h 未満の焼却炉

-/-/-/-/- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 -/-/-/-/-

本焼却炉は下記①～⑤全てに適合しているため、届出は不要です。

- ①空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏 800 度以上の状態で、廃棄物を焼却できるものであること。
- ②燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- ③外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。）
- ④燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- ⑤燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

-/-/-/-/- ダイオキシン類対策特別措置法 -/-/-/-/-

本焼却炉は火床面積 0.49 m²、焼却能力 29.16kg/h のため、届出は不要です。（一部自治体を除く。）

届出が不要の炉・・・火床面積が 0.5 m²未満、焼却能力が 50kg/h 未満【本焼却炉】

届出が必要な炉・・・火床面積が 0.5 m²以上、焼却能力が 50kg/h 以上

1 設置の 60 日前までに都道府県知事への届出が必要です。

2 年 1 回以上、下記種類のダイオキシン類の測定を行い報告する必要があります。

①排ガス（基準値：5ng-TEQ/m³N） ②ばいじん（基準値：3ng-TEQ/m³N） ③焼却灰（基準値：3ng-TEQ/m³N）

-/-/-/-/- 消防法 -/-/-/-/-

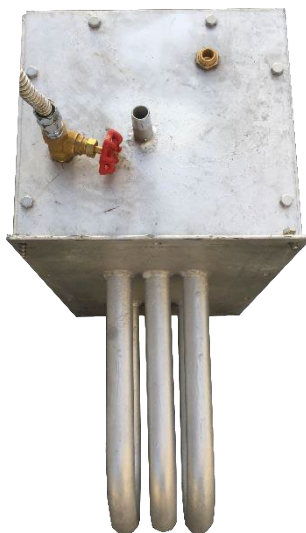
本焼却炉は据え付け面積 2 m²未満のため、届出は不要です。

据付面積 2 m²以上の炉またはかまどが対象です。

届出が必要な場合は設置 7 日前までに消防長に届出をすること。

□■□給湯器の仕組み□■□

- ・水冷式焼却炉の修理代が高額で新品を購入した。→給湯器部分だけ交換出来るようにしました。（下図参照）
- ・夏場はお湯が足りない。→夏場は取り外し専用のカバーをつけ、普通の焼却炉としてお使い下さい。
- ・灯油を常時使わないと煙が止まらない。→煙の量が多いタイヤを入れて、灯油バーナーを使わずに、黒煙を出さない構造
必要に応じて灯油バーナーを使用するため、ランニングコストの経費削減に貢献します。
- ・お湯をタンクに貯めておけば、夜でもお湯をご使用いただけます。



サーマルリサイクルとは、廃棄物を単に焼却処理せず、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用することで、サーマルリサイクルを行う焼却炉の代表例が、水冷式焼却炉という炉壁を水で冷却して燃焼する焼却炉である。

水冷式焼却炉の欠点である「お湯が沸きにくい」「修理代が高額」「ランニングコストが高い」など、多くの問題点を克服したのが、新しく考案された給湯器付き焼却炉という新ジャンルです。夏は普通の焼却炉として、冬はスパナー一本で給湯器を取付可能です。この独自技術を用いてお客様の産業廃棄物の処理費用・暖房費のコスト削減に貢献していきたい。

販売代理店



カッティングエッジ株式会社

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 1-9-6

TEL / FAX : 03-6822-5613

<https://cuttingedge-tech.jp/>

sales@ctg-edge.jp

お問い合わせ先はこちら